

令和6年4月3日

関税局長
江島一彦殿

日本税関労働組合
〔税関労働組〕
中央執行委員長 永山幸司



行政職(二)俸給表適用組合員の処遇改善等に関する要求書

税関の職場に働く行政職(二)俸給表適用職員(以下「行(二)職職員」という。)が、税関行政の円滑な遂行のために職務に精励していることは、貴職におかれましても十分にご理解いただいているところです。

技能職にあっては、部下数制限があるにも関わらず、昭和58年の閣議決定を受け、退職者は原則不補充となっており、職務が直接的に級に直結しているため、職務の級に空きが出ない限り上位級への昇格が進まず、将来に希望の持てる処遇が確立されていない現状にあります。

税関の行(二)職職員である自動車運転手については、道路交通法に基づく安全運転管理者等に任命され、行政職(一)俸給表適用職員(以下「行(一)職職員」という。)の安全運転に貢献するとともに、X線車等の特殊検査車両の運転、維持・管理など、税関に必要不可欠な業務の一端を担っているにも関わらず、連年の減員により処遇改善や職域確保に不安を抱えています。

貴職におかれましては、行(二)職組合員の処遇改善・定員確保に向け、別記事項の実現に特段の努力をされるよう強く要求します。

記

- 1 上位級定数を拡大し、定数枠すべての発令に努めること。
特に高位号俸にある組合員については、早急に上位級に昇格させるため個別協議を実施すること。
- 2 退職者の後補充を速やかに行うこと。今後、2025年の大阪・関西万博や東京世界陸上競技選手権大会、2027年には横浜での国際園芸博覧会など大規模な国際イベントの開催が控えており、テロ対策の強化等により、取締りに伴う運転業務の増加も見込まれることから、安全かつ効率的な税関業務の遂行のため、必要な定員を確保すること。
- 3 行（二）職組合員である自動車運転手については、経験年数に応じ職長等の発令を行うとともに、昇格に係る人事院との個別協議にあたっては、付加業務の実態に加え、行（一）職職員に対する安全運転指導の実績、業務を通じて取締りや検査等に貢献していること、さらに法令に基づく安全運転管理者・整備管理者を担うなど、その職責を評価し、積極的に活用して上位級発令に努めること。
- 4 税関における行（二）職組合員である自動車運転手は、貨物検査に必要不可欠なX線車・移動式TDS・バックスキャッターなど取扱いが極めて困難な特殊検査車両をコンテナヤードや空港内など、著しく車両の往来のある危険な場所での運転や維持・管理の業務、押収物件の運搬など特異な業務が多く、税関の職場にとって必要不可欠な業種であることから、以下のことについて努めること。
 - （1）職域を確保すること。
 - （2）不正薬物やテロ関連物資等の水際取締を行えるように体制整備を図ること。
 - （3）行（一）職職員と同様、水際取締りに必要な研修を受けさせること。
- 5 再任用については引き続き希望者する組合員全員を採用するとともに、採用にあたっては、十分な説明を行い再任用者が納得するよう努めること。また、再任用者の健康管理、安全管理には十分に配慮すること。
- 6 税関職員のための研修を企画・立案する際には、行（二）職組合員の意見を十分に取り入れること。
- 7 次の事項について、関係機関に強く改善を要請すること。
 - （1）行（二）職俸給表の俸給月額を引き上げること。
 - （2）標準職務表の部下数制限を緩和するとともに、必要経験年数、必要級号俸を引き下げるなど、包括承認基準の緩和を図ること。
 - （3）組合員の昇給間差額を引き上げること。

以上